

東日本大震災に対するJPFの対応方針

2011年4月28日
代表理事 有馬利男
代表理事 木山啓子

基本方針

1. 被災者の利益を最優先し、迅速に募金を活用する。

- 震災から1カ月間に寄せられた募金については、緊急支援への社会からの期待と認識し、1年間で使い切ることを目指す。
- 使い切ることが目的化しないよう、“被災者のための”支援を担保する。
- 緊急時から復興まで明確な活動目的をセットし、先手で事業計画を掘り起こす。
- 復興状況とNGOの動向を踏まえ、2011年末にかけて、2年目の募金と活動の方針を定める。

2. 加盟NGOからの事業提案要件を「国内型」に変更する。

- 今般の東日本震災対応については、1プログラムで複数事業を同時並行で実施できるものとする。
- 海外支援に求められる現在の要件とプロセスを、事業計画の詳細が決まらずとも柔軟に展開できる国内災害対応型に変更する。但し、支援予算未達にならないように最大限注意する。
- 詳細についてはガイドラインを発行する。

3. 未加盟団体に幅広く呼びかける。

- 当座10億円の枠を定め、法人格を持つ団体を対象に広く公募する。
- 新しい公募スキームについて、JPF加盟NGOについても申請対象から排除しない。
- 支援の領域や申請方法を示したガイドラインを発行する。

4. 事務局が主体性と意思をもって調整を行う。

- 仙台に展開しているJPF広域事務所を最大限に活用する。これに関連し、現場の駐在員と現場に直結する本部スタッフを至急採用する。但し、平時の肥大化につながらないように雇用期限等に配慮する。
- 県、市町村、内外の支援組織、ネットワーク及び諸機関(社会福祉協議会)との調整や密接な協業を積極的に進める。

以上